「結所得の金額（別表四の二「54の①」）」を「調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）」を「調整前連結税額（別表一の二「2」）」に、「調整前連結税額超過構成額の⑤」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「7の⑦」）」に改め、同表を別表六の二(十一)とする。

別表六の二(八)付表を別表六の二(十)付表とする。

別表六の二(八)の表中「取得価額の合計額（別表六の二(八)付表「10」の合計）」を「取得価額の合計額（別表六の二(十)付表「10」の合計）」に、「連結所得の金額（別表四の二「56の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「54の①」）」に、「調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）」を「調整前連結税額（別表一の二「2」）」に、「調整前連結税額超過構成額の二(二十五)「7の㉖」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「7の⑥」）」に、「・・・（別表六の二(二十五)付表「2の⑮」）・・・（別表六の二(二十五)付表「2の⑯」）」を「・・・（別表六の二(三)付表「2の①」）・・・（別表六の二(三)付表「2の②」）」に改め、同表の記載要領第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の10第3項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号中「別表六の二(二十五)「7」又は別表六の二(二十五)付表「2」」を「別表六の二(三)「7」又は別表六の二(三)付表「2」」に改め、同表を別表六の二(十)とする。

別表六の二(七)の記載要領第1号中「租税特別措置法」の次に「第68条の9第1項若しくは第4項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第5項又は第6項第2号の規定により読み替えて適用する場合に限る。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成31年旧措置法」という。）」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同第11号中「租税特別措置法」の次に「第68条の9第1項（同条第3項第2号の規定により読み替えて適用する場合に限る。）若しくは同条第4項（同条第6項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）又は平成31年旧措置法」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同表を別表六の二(九)とする。

別表六の二(六)付表の表中「平均売上金額（別表六の二(七)「10」）」を「平均売上金額（別表六の二(九)「10」）」に、「平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二(六)「12」）×(4)/(5)」を「の額に」を「平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二(八)「12」）×(4)/(5)」に改め、同表の記載要領中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第11条の規定による改正前の」を加え、同表を別表六の二(八)付表とする。

別表六の二(六)の次に次の四表を加える。